

令和 8 年 4 月 6 日

川崎市議会議長 原 典 之 様

中原区在住者

セットバック済道路の寄附制度及び維持管理に関する制度改善を
求める陳情

陳 情 の 要 旨

セットバック済道路の寄附が、市の基準により実質的に不可能となっている現状を改善し、市民に過度な維持管理負担が生じないように、寄附制度及び狭あい道路の運用の見直しを求めるもの。

陳 情 の 理 由

1 寄附制度が市の基準により実質的に機能していないこと

セットバック済道路を市に寄附するためには、市の基準に適合した舗装が求められていますが、現状の舗装では基準を満たさず、寄附にはセットバック部分全域の全面張り替えが必要と説明されています。この費用は個人では到底負担できる水準ではなく、制度上は寄附が可能とされているにもかかわらず、実際には寄附が不可能な状態となっています。このような制度運用は、市民に過度な負担を強いるものであり、制度の趣旨に反しています。なお、寄附対象となる後退用地は、私有地である自宅部分に加え、隣接するアパート及びマンションの後退用地を含む計 3 軒分であり、いずれも同一の 2 項道路に面しています。これら全てを市基準に合わせて全面張り替えすることは、個人では到底負担できる水準ではありません。

2 市の車両通行及び道路構造により、損耗が一方的に私道側に集中していること

反対側のセットバック部分には段差があり、さらに自転車・バイクの常時

駐輪、ごみステーション前のコーン設置等により道路として機能していません。また、建て替え時に電柱が反対側に残されたため、車両は必然的に私道側へ寄って通行する構造となっています。市のごみ収集車も同様に私道側のみを通行しており、損耗が一方的に私側に集中しています。この状況を放置したまま「維持管理は土地所有者の責任」とするのは不公平です。

3 反対側セットバック部分の占有状態を市が放置していること

反対側のセットバック部分は、段差造成、駐輪、コーン設置等により道路として提供されていません。市は「道路内の建築制限に違反すれば指導する」と回答していますが、現状の占有状態に対して具体的な改善措置は取られていません。片側のみが道路として機能し、その負担が一方的に私道側に生じている現状は、行政の公平性を欠いています。

4 過去の協議内容を相続人に永続的に拘束させる運用の不合理性

市は平成12年の狭あい道路拡幅整備協議において「寄附しない」と選択したことを理由に、現在も寄附を前提としない扱いをしています。しかし、この協議は私ではなく前所有者（親）が行ったものであり、私は当時の協議内容を知りませんでした。また、当時と現在では道路状況・周辺環境・反対側の利用状況が大きく異なっており、24年前の意思表示を相続人に永続的に拘束させるのは合理性を欠きます。

なお、平成12年当時は現在とは道路状況が大きく異なっていました。

現マンション（当時はアパート）・アパート・現自宅（当時はアパート）・畑という状況で、私の自宅はまだ存在していませんでした。自宅より先の畑側は人及び自転車が通れる程度の細い道であり、車両の通行は不可能でした。車が通行していたのは電柱より現マンション側のみで、その通行量も極めて少ない状況でした。したがって、現在のように車両が私道側へ寄って通行し、損耗が集中する構造は当時存在しておらず、24年前の協議内容を現在の道路状況にそのまま適用することは合理性を欠きます。

5 市の案内と実際の運用に矛盾があること

現地対応時には「寄附していただければ市で補修します」と案内されましたが、窓口では「寄附には市基準に沿った舗装が必要」と説明され、実質的に寄附が不可能であることが判明しました。市の案内と運用が一致しておら

ず、市民が正確な判断を行うことが困難な状況です。